

秩父市イメージキャラクターデザイン等使用取扱規程

平成27年 2月 1日 制定
令和 6年 5月 7日 改正

(趣旨)

第1条 この規程は、秩父市イメージキャラクター「ポテくまくん」「ぶめるちゃん」のデザイン及びロゴマーク（以下「デザイン等」という。）を使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(使用基準)

第2条 デザイン等は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、何人も使用することができる。

- (1) 秩父市（以下「市」という。）の信用及び品位を害し、又は害するおそれがあるとき。
- (2) 自己の商標や意匠とするなど、独占的に使用し、又は使用するおそれがあるとき。
- (3) 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれがあるとき。
- (4) 特定の個人、政党若しくは宗教団体を支援し、若しくは公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれがあるとき。
- (5) その他市長が使用について適当でないと認めるとき。

(使用承認申請)

第3条 デザイン等を使用しようとする者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ秩父市イメージキャラクターデザイン等使用承認申請書（様式第1号。以下「使用承認申請書」という。）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 市が業務のために使用するとき。
- (2) 市立の保育所、幼稚園、小学校又は中学校が使用するとき。
- (3) 報道機関が報道及び広報の目的で使用するとき。
- (4) その他市長が適当と認めるとき。

(使用承認等)

第4条 市長は、前条の規定により使用承認申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、使用を承認するときは、申請者に秩父市イメージキャラクターデザイン等使用（変更）承認通知書（様式第2号。以下「使用（変更）承認通知書」という。）により通知するものとする。この場合において、市長は、使用条件を付することができる。

2 市長は、前項の規定による審査の結果、使用を承認しないときは、申請者に秩父市イメージキャラクターデザイン等使用（変更）不承認通知書（様式第3号。以下「使用（変更）不承認通知書」という。）により通知するものとする。（使用承認期間等）

第5条 使用承認期間は、承認日から起算して最長2年間とする。ただし、更新は妨げない。

2 前項に規定する使用承認期間が終了し、再度使用承認を受けようとする者は、第3条の規定により使用承認申請書を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

（使用料）

第6条 デザイン等の使用料は、無料とする。

（使用上の注意事項）

第7条 デザイン等の使用承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 使用承認を受けた内容に限り使用し、市長が付した使用条件に従うこと。
- (2) 使用承認を他に譲渡し、又は転貸しないこと。
- (3) デザインの改変等応用使用はしないこと。ただし、市長が認めた場合は、この限りでない。
- (4) 秩父市及び秩父市イメージキャラクター「ポテくまくん」「ぶめるちゃん」のイメージを損なう使用をしないこと。
- (5) 秩父市イメージキャラクター「ポテくまくん」「ぶめるちゃん」には、あらかじめそれぞれに定められたロゴマークを付記すること。ただし、スペース等の関係により、ロゴマークを付記することが困難な場合は、「©秩父市」の付記をもって代えることができる。
- (6) 前号の規定にかかわらず、あらかじめ定められたロゴマーク又は「©秩父市」を付記することが困難な場合は、市長が認めた表記方法とすること。
- (7) デザイン等を使用して作成し、又は製造する物件（以下「使用物件」という。）は、完成後、速やかに市長に提出すること。ただし、使用物件の提出が困難である場合は、その写真の提出をもって代えることができる。
- (8) 商標登録、意匠登録等著作物に関する自己の権利を新たに設定し、又は登録しないこと。

（承認内容の変更）

第8条 使用者が承認された内容を変更しようとするときは、あらかじめ、秩父市イメージキャラクターデザイン等使用変更承認申請書（様式第4号。以下「使用変更承認申請書」という。）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

い。

2 市長は、前項の規定により使用変更承認申請書の提出があった場合、その内容を審査し、変更を承認するときは、使用者に使用（変更）承認通知書により通知するものとする。

3 市長は、前項の規定により審査の結果、変更を承認しないときは、申請者に使用（変更）不承認通知書により通知するものとする。

（使用承認の取消し）

第9条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、使用承認を取り消すことができる。

(1) この規程に違反したとき、又は違反することが判明したとき。

(2) 申請に虚偽又は不正があったとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が不相当と認めるとき。

2 市長は、前項の規定により使用の承認を取り消したときは、その使用者に秩父市イメージキャラクターデザイン等使用承認取消書（様式第5号。以下「使用承認取消書」という。）により通知するものとする。

3 第1項の規定により使用の承認を取り消された者は、使用承認取消書の通知があった日以後、当該使用物件を使用してはならない。

4 市長は、第1項の規定により使用の承認を取り消したときは、その使用者に対し、当該使用物件の回収を求めることができる。

（責任の制限）

第10条 前条の規定によりデザイン等の使用承認を取り消した場合、使用者に損害が生じても、市はその責めを負わないものとする。

2 使用者がデザイン等の使用によって第三者に対して損害又は損失を与えた場合でも、市は、損害賠償、損害補償その他の法律上の責任を一切負わないものとする。

（補則）

第11条 この規程に定めるもののほか、デザイン等の取扱いに関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規程は、平成27年2月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年5月7日から施行する。